

令和5年第4回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和5年8月8日(火)午後6時00分～午後7時30分
場 所	市役所9階会議室
出席委員	坂本委員、野村委員、加藤委員、舘山委員、阿部委員、宮島委員、遠藤委員、阿萬野委員、渡邊委員
事務局	岩倉市長、野見山部長、相原次長、長崎課長、青木課長補佐、浅野総務係長、戸澤給付係主査、 渡会給付係主査、片山主任主事
会議次第	<ul style="list-style-type: none">1 開 会2 諮 問3 市長挨拶4 報告事項<ul style="list-style-type: none">第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について第2号 第27回定例会以降の市議会の結果について第3号 令和4年度国民健康保険事業会計決算について5 協議事項<ul style="list-style-type: none">第1号 市長からの諮問 苫小牧市税条例の一部改正について第2号 第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画の策定について6 その他

- 長崎課長 開会の前に事務局から報告事項がございます。
公益を代表して運営協議会に参加していただいております新谷（にいや）委員が辞任されたため、委員の改選がございます。
新任の委員につきましては、後ほど報告事項第1号でご紹介をさせていただきます。
また、本日は、多田委員が所用のため欠席しております。
報告は以上でございます。
それでは、ただいまから令和5年第4回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本運営協議会に対し市長から諮問がありますので、渡邊会長に諮問書をお渡しいたします。
市長よろしく願います。
- 市長 （市長から渡邊会長へ諮問書手渡し）
苦小牧市税条例の一部改正について
このことについて、国民健康保険法第11条に基づき、貴会の意見を求めますので、よろしくご協議をお願いいたします。
- 長崎課長 市長よりご挨拶申し上げます。
市長 開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。
本日は、みなさま、御多忙のところ、苦小牧市 国民健康保険 運営協議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新たに委員をお引き受けいただいた 阿萬野委員には、本市の国民健康保険事業に公益を代表する立場から御助言いただきますようよろしくお願いいたします。
さて、国保を取り巻く環境は、就労世代の減少や高齢者割合の増加に伴い1人当たり医療費が増加傾向であり、さらなる厳しい財政状況が続くことが予想されるとともに、令和12年度には全道で保険税率の統一が予定されております。
このような背景から、このたび「苦小牧市税条例の一部改正」について諮問をさせていただきました。昨今のエネルギー高騰や物価高の状況下ではございますが、本件につきまして委員のみなさまに御審議いただきますようお願いいたします。
本日はその他に、新たなデータヘルス計画の考え方などをお示しさせていただきますので忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと存じます。
最後になりますが、委員みなさまの御健勝を御祈念申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。
- 長崎課長 市長は、次の公務のためここで退席いたします。
市長 （退席）
- 長崎課長 それでは、以後の議事進行を渡邊会長にお願いいたします。
渡邊会長 報告事項第1号「国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」事務局より報告願います。
野見山部長 報告第1号、国民健康保険運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。
公益を代表する委員である新谷 博之委員が令和5年3月31日付で辞任されたことに伴い、4月1日付で苦小牧管工事業協同組合 専務理事の阿萬野 一男氏に委員を委嘱させていただきました。
なお、任期は前任の新谷委員の残任期間となりますので、令和5年4月1日から令和6年12月31日までとなっております。
報告第1号については、以上でございます。
渡邊会長 以上の報告につきまして、よろしいですか。
（意見・質問なし）
- 渡邊会長 報告事項第2号「第27回定例会以降の市議会の結果について」事務局より報告願います。
野見山部長 議案書の2ページをお願いいたします。前回、令和5年第3回運営協議会以降の市議会の開催状況につきまして、令和5年2月16日から3月10日まで第27回定例会、令和5年5月15日から5月17日まで第1回臨時会、令和5年6月22日から6月30日まで第2回定例会が開催されております。
国民健康保険関係の主な議事内容につきましては課長から説明いたします。

長崎課長

前回の運営協議会以降の市議会の主な議事内容についてご説明いたします。第27回定例会では、国保に関する議案として「令和4年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算」及び、本年2月の運営協議会でご承認をいただいた「令和5年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計予算案」を提出し、可決されております。

このうち、令和5年度予算案については、予算審査特別委員会において審議され、7人の委員から保健事業の取組などについてご質問をいただきましたので、その主な内容をご紹介します。

議案書の3ページをお願いいたします。

始めに、重症化予防事業において実施している保健指導の件数が伸び悩んでいるため、関係機関との連携を深めるとともに、道内他市の事例についても調査・研究することで、より効果的かつ効果的な予防対策を行っていく旨をお答えしております。

次に、おくやみ窓口につきまして、窓口の待ち時間の短縮などご遺族の方の負担軽減につながる事前予約制度を活用していただけるよう周知方法を工夫したことで利用率が向上していること、また、今後もより良い周知方法を検討していく旨をお答えしております。

次に、保険税についてですが、令和5年度予算については、収支不足の約3億2,400万円の基金繰入を計上しており、令和5年度末の残高の見込みは約9億2千万円と見込んでいること。今後も一人当たりの納付金の増加が見込まれており、現在の税率を適用し続けた場合、近い将来には基金が底をつくことになるため、令和6年度での税率見直しを検討する旨をお答えしております。本件については、後ほど協議事項におきましてご審議いただきたいと思いますと考えております。

4ページをお願いいたします。

次に、窓口の民間委託について、民間委託に伴う財政効果のほか、民間事業者のノウハウを活用した効果的な運用により、窓口待ち時間の軽減などの市民サービスの向上が期待できる旨をお答えしております。

次に、産前産後の保険税の免除について、令和6年1月に施行予定の国保加入者が出産した際の保険税の免除についてモデルケースを用いて保険税の免除額の試算結果等をお答えしております。

最後に、子どもの均等割軽減についてですが、令和4年度から未就学児の均等割の5割を軽減する制度が始まったところですが、本市独自に軽減対象を拡大することは、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保したうえで、保険税の負担軽減を図る主旨で施行されており、国において所要の措置を講じるべきものであると考えており、引き続き国に対して対象年齢の拡大や予算確保の要望をしていく旨をお答えしております。

以上で、報告第2号「第27回定例会以降の市議会の結果について」の説明を終わらせていただきます。

渡邊会長

以上の報告につきまして、質問などございませんか。なお、本件に限らず、それ以外のご質問でも構いません。例えばマイナンバーカードの保険証紐づけに関し、ニュース等でもたくさん報道されていますがいかがでしょうか。

A委員

先日、政府の方針で来年度に向けて保険証を完全に廃止という話もありましたが、マイナンバーカードと保険証を紐づけしたものの、誤って他人と紐づけされてしまったというような報道がありました。苫小牧市ではこのような問題は発生していないのでしょうか。特に高齢の方で年金暮らしの方だと身に覚えのないような請求がいきなり来ってしまうと混乱してしまうこともあるかと思えます。

長崎課長

報道されております保険証との紐づけ作業に関しまして、当市の国保の状況をご説明いたします。基本的に住民票情報が国保情報に自動でシステム上で紐づけされる仕組みとなっており、人為的な入力間違い等に起因する当該事案は発生しない状況と認識しております。

なお、特例的に人為的に紐づけ作業が発生することも一部ありますが、国から示された作業手順に基づいて対応を行っており、当市国保においてそのような紐づけ誤りは発生していないことを確認しております。

A委員

わかりました。

渡邊会長

その他、質問などございませんか。ご質問がないため、次の事項に進みたいと思います。

渡邊会長

続きまして、報告事項第3号「令和4年度 国民健康保険事業会計決算について」事務局から報告願います。

報告第3号、令和4年度国民健康保険事業会計決算についてご説明いたします。
議案書の5ページと6ページに決算の概況と被保険者の加入状況、保険給付費等の推移について、グラフを掲載しております。

また、別添の資料1「令和4年度決算状況等について」におきまして、歳入・歳出それぞれの総括表と各項目の説明、本市の令和4年度における医療費適正化や収納率向上の取組について掲載しておりますので、これらの資料により説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

令和4年度国民健康保険事業会計決算は、歳入総額153億3,050万7千円歳出総額153億2,518万5千円で、歳入歳出差引額532万2千円を翌年度に繰越しております。この繰越金につきましては、9月の議会に補正予算を提出し、全額を基金に積み立てる予定でございます。

令和4年度の決算は、収支上約532万円の黒字となりましたが、赤字補てんとして3,800万円の基金繰入を行っていること、また、精算により翌年度に国庫等へ返還しなければならない約2,385万円が含まれているため、実質的な収支としては約5,653万円の赤字と捉えております。

次に議案書の6ページをお願いいたします。

4つのグラフを掲載しておりますが、左上のグラフが、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに世帯数、被保険者数ともに減少しております。加入者の年齢構成などを勘案しますと、今後も後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少が続くものと考えております。

次に、右上のグラフが、国保税の現年度調定額と収納率の推移でございます。収納率につきましては、ほぼ前年度同率の93.91%でございました。

下段の表でございますが、左が保険給付費、右が北海道へ支払う納付金の推移となっております。左下の保険給付費につきましては、保険給付費総額は減少傾向となっておりますが、一人当たりの給付費は、加入者の高齢化や医療の高度化もあり増加傾向となっております。

次に右下の納付金でございますが、こちらは北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金の推移を示しています。被保険者数の減少に伴い納付金の総額は減少傾向ですが、一人当たりの納付金額は増加傾向となっております。

続きまして、歳入歳出の各項目についてご説明いたします。

別添の資料1「令和4年度決算状況等について」をご覧ください。

1ページ上段に歳入の総括表を掲載しておりますが、この中で予算現額Aと決算額Bとを比較した差引B-Aの大きな項目などについて、説明させていただきます。

①国民健康保険税は、予算で積算した93.5%に対し収納率が向上したことにより、373万2千円の増となりました。

2ページをご覧ください。

上段に過去5年間の収納率の推移を表にしておりますが、令和4年度の「総計」の欄で、現年課税分が93.91%、滞納繰越分が26.47%、合計が82.54%でございました。今後も収納率向上に向け、地道な取組を継続してまいりたいと考えております。

③道支出金は、予算に対して、4億514万4千円の減となりました。これは歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減となったものです。

3ページをご覧ください。

⑤繰入金は、予算に対して4,626万5千円の減となりました。その内訳としましては職員給与費や事務費の歳出額の減少に伴う一般会計からの繰入の減と、財源補てんとしての基金繰入の減によるものです。

次に歳出でございます。4ページをご覧ください。

上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額と決算額とを比較した不用額の大きな項目などについてご説明いたします。

①総務費は、予算に対して940万3千円の減となりましたが、これは職員給与費等が執行残となったものでございます。

②保険給付費は、予算に対して4億1,231万7千円の減となりましたが、これは療養給付費等が見込んでいた件数より減少したことにより執行残となったものでございます。

5ページをご覧ください。

⑤保健事業費は、予算に対して1,607万9千円の減となりましたが、これは主に特定健康診査委託料等の執行残でございます。

6ページをご覧ください。

⑥基金積立金は、当初予算額17万2千円に対し、9,582万9千円の増額補正を行っておりますが、これは前年度決算の剰余金を基金に積み立てるための補正予算であり、当初予算編成時には前年度の決算額がわからないため、補正予算で対応しているものとなります。

歳出の主な要因については以上となります。次に、7ページをご覧ください。

過去の収支状況を表にしております。左側に基金設立前の平成21年度までを、右側に基金設立後の平成22年度以降を記載しております。

基金残高につきましては、令和4年度末で12億8,158万1千円となっており、前年度の決算剰余の繰越金を積み立てたことにより、前年度から残高は増加しておりますが、令和5年度末の残高見込みでは収支不足による基金繰入金の増加により9億6,257万5千円の残高を見込んでいるところです。

次に、8ページに本市の令和4年度における、医療費適正化・保健事業、収納率向上及び市民サービス向上・業務効率化についての主な取組内容を記載しております。

このうち、令和4年度から開始した新たな取組についてご説明いたします。

医療費適正化・保健事業の取組では、オンラインによる保健指導を開始し、平日に時間を確保することが難しい方に夜間や休日にご利用いただける環境を整備しております。市民サービスの向上・業務効率化の総合窓口フロア運用の取組ですが、令和4年10月からの総合窓口フロアにおける窓口等の包括的な業務委託を開始し、国保業務を含む保険年金課の窓口業務については委託開始から約11カ月が経過しておりますが、これまでに大きな混乱もなく、繁忙時期や繁忙時間にあわせて窓口の人員体制を拡充するなど、民間ノウハウを活かした運営を行っていただいているところです。

新型コロナウイルス感染症に関係した取組については、感染症により収入が減少した方への減免や傷病手当の支給を実施しております。なお、感染症に関する減免等につきましては、感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い終了しております。

令和4年度の取組を今後も継続して実施し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

渡邊会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

私から質問です。議案書6ページに収納率93.91%と示されていますが、過去に苫小牧市国保で収納率が95%程度だったことはありますか。また、被保険者数が減少傾向である点、団塊の世代などの高齢者医療制度へ移行していくことにより、後期支援金の増加に伴う1人当たりの納付金がこれからも上がっていく状況かと思っておりますが、今後どのように考えているのかを伺います。

長崎課長

ご認識のとおり、年齢が75歳以上になると後期高齢医療制度へ保険が移行します。2025年に団塊の世代の方が後期高齢者医療制度へ以降のため、さらに国保加入者が減少、その後は多少緩やかな減少を見込んでいます。また、納付金に関しましても現役世代が後期高齢者を支える仕組みのため、北海道へ納付する金額も増加すると考えております。収納率に関しましては課長補佐からご説明させていただきます。

青木課長補佐

収納率95%台に関しまして、昭和の時代にはありましたが、平成以降は95%台はございません。近年は94%台前後を推移しており、今後も収納担当部署の納税課と検討委員会を定期的に関催しながら、収納率向上に努めていきたいと考えております。

渡邊会長

個人的な意見として、収納率93.91%という数字は市として相当頑張っていると評価いたします。参考までに市として明確な目標値は掲げているのか、また、国等から目標値（指針）を示されたりはしているのかを知りたいと思います。

青木課長補佐

国等による指針はないものの、市としては毎年運営方針を納税課で作成しております。道内主要都市の中では当市の収納率は高いほうではないと認識しておりますが、これからも納税課と連携しながら収納率向上に努めてまいりたいと思います。

渡邊会長

わかりました。他に質問などございませんか。

B委員

別添資料8ページの収納率向上対策に関して、臨戸訪問やペイジーによる促進とあります。個人的な認識として金融業界等の場合だとペイジーを利用する方はあまりいないと思いますが、官公庁における税金等に関してはペイジーを利用する方は相当数いるという認識でよろしいでしょうか。

青木課長補佐

当市が利用促進を行っているペイジーの仕組みは、金融機関のキャッシュカードをお持ちであれば口座振替の登録が便利となるものであり、お支払いはあくまでも口座振替となります。一般的なペイジー支払いの仕組みと異なるものとなっております。

実績件数でお答えしますと、令和元年度 307件、令和2年度 240件、令和3年度 488件となっております。令和3年度の割合で35.2%です。このようにある一定程度の効果があると認識しております。

渡邊会長

そのほか質問などございませんか。

C委員

新型コロナウイルスの5類以降後、医療費の状況はどうでしょうか。

長崎課長

北海道へ納める納付金が伸びている状況からも、当市においても他市と同様受診控えが解消され、医療費は上昇しているものと認識しております。

C委員

オンライン保健指導は活用されていますか。

- 長崎課長 本取組は令和4年度の途中から開始しておりますが、令和4年度で1件実績があります。なお、令和5年度は現在2件となっております。オンライン保健指導は土日でも利用可能ということもあり、通常の保健指導に加えて選択肢が増える形になり、保健指導実施率向上に繋がっていくことを期待しております。
- 渡邊会長 それでは、協議事項第1号「市長からの諮問事項について」まずは保険税率の改正について事務局から説明願います。
- 野見山部長 協議事項第1-1号 市長から諮問をさせていただきました「苫小牧市税条例の一部改正について」でございますが、高齢者割合の増や医療の高度化により1人当たり医療費が増加傾向であり、北海道へ納める事業費納付金の1人当たりの金額についても増加しており、今後も増加傾向が続くと見込んでおります。
- 一方で、就労世代の減少等の要因により1人当たり保険税調定額が減少傾向であることから、現行の税率による収収ではさらなる収支不足が予測されることから、議案書7ページ以降の令和6年度からの税率改正案をお諮りさせていただいた次第でございます。
- 改正内容の詳細につきましては課長から説明いたします。
- 長崎課長 苫小牧市国民健康保険税率の改正について、経過等も含めてご説明いたします。
- 7月中旬以降、委員のみなさまに個別に説明させていただきましたが、改めて税率改正の理由について要点を絞ってご説明いたします。
- こちらの説明資料をご覧ください。
- 2ページをご覧ください。
- 平成30年度からの国保都道府県化以降、北海道から納付金を納めるために必要な収収を確保するための「標準保険税率」が示されておりますが、令和12年度には税率が全道で統一となることが予定されております。
- 3ページをご覧ください。
- こちらのグラフにありますように、加入者数は減少傾向であり、かつ高齢者の割合が高い状況となっております。
- 7ページをご覧ください。
- 全体の加入者数は減少し、さらに就労世代も減少することで1人当たりの保険税額は減少傾向である一方で、1人当たりの納付金額は増加傾向であり、今後はさらに厳しい財政状況となる見通しでございます。
- 8ページをご覧ください。
- 基金につきましては、今年度予算で約3億2千万円取り崩すこととしており、現行税率では近い将来基金が底をつくことが予測されます。
- このような状況下でありますので、今後、安定した国保運営を保持するために税率の改正が必要な状況となっております。
- 続きまして、税率改正案についてご説明いたします。
- こちらの別添資料2をご覧ください。
- 2ページをお願いします。こちらの図にありますように、現行税率は北海道から示される標準保険税率との比較では、加入者1人当たりにかかる均等割が安い状況となっており、低所得者層に配慮された税率設定となっております。
- 3ページをお願いします。道内他市の比較でも均等割額が安い状況となっております。
- 4ページをお願いします。税率改正案の作成に当たって、
- ① 令和12年度には全道で保険税率の統一が予定されておりますので、段階的に標準保険税率に近づけていく必要がある
 - ② 標準保険税率より本市の税率が高い項目については税率を据え置き、医療分の均等割額の増額の抑制にあてることで低所得世帯、多人数世帯の負担軽減を図る
 - ③ 基金を活用することで税率引き上げ幅を抑える一方で、次期税率改正に備え、一定の基金残高を確保しておく必要がある
 - ④ 激変緩和策として段階的な引き上げを検討する
- 以上4点を考慮し作成作業を行っております。
- 5ページをお願いします。
- このたび国保連合会から示された令和6年度の標準保険税率との比較でも特に医療分の均等

割額に差があります。

仮に現行税率のままだと令和8年度には基金が底をつくこととなり、また、標準保険税率とした場合は基金が積み増しされていく算定結果となり、増額幅が大きいのので加入世帯負担の影響が大きくなります。

6ページをお願いします。

上段の表のとおり、医療分の均等割額以外の項目は現行もしくは標準保険税率の値とし、医療分均等割額の抑制にあて、低所得世帯、多人数世帯の負担軽減を図りたいと考えております。上段の表のとおり、医療分の均等割額以外の項目は現行もしくは標準保険税率の値とし、医療分均等割額の抑制にあて、低所得世帯、多人数世帯の負担軽減を図りたいと考えております。

7ページをお願いします。

改正案として②医療分均等割額25,000円と③23,000円に設定した計算結果では、②は令和8年末基金残高が9億円、③では7億3千万円となる見込みです。

8ページをお願いします。

先ほどの改正案にそれぞれ段階的に穏やかな上昇とした案でございますが、④令和6年度20,000円から段階的に22,500円、25,000円の案では令和8年度末基金残高が6億8千万円、⑤の令和6年度20,000円から21,500円、23,000円とした案では6億円の基金残高となる見込みです。

9ページをお願いします。

世帯構成別に3つのパターンで年税額の比較を示した表となります。いずれも改正初年度の令和6年度の増額分が大きくなりますが、段階的に税率改正することで一定程度増額幅を押さえております。

次期税率改正を見据え、令和8年度末の基金残高見込みを考えた場合④の段階的に25,000円に移行する案にすることも検討しましたが、昨今の物価高騰などの影響も考慮し試算上で最大限基金を投入することとなる「改正案⑤」の段階的に23,000円に移行する案を採用したいと考えております。

10ページをお願いします。

今後のスケジュールとしましては、本日の運営協議会でお諮りいただいたのち9月の市議会定例会の所管委員会で概要説明、10月にパブリックコメントを実施し、12月市議会定例会に条例改正案を提出したいと考えております。

なお、議案の7ページから10ページには改正案⑤を記載のうえ、条例に記載上必要な後期高齢者医療制度移行後の緩和措置にあたる特定世帯および特定継続世帯、法定による低所得世帯の軽減パターンの金額も記載しております。

以上説明とさせていただきます。

本税率改正案につきまして、委員のみなさまにご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

渡邊会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

D委員

税率改正の説明から概要は把握しました。そこで、仮にこのスケジュールで進んだとして、苦小牧市国保被保険者への周知はもちろん、市民への丁寧な説明も必要だと思います。苦小牧市がしっかり色々なバランスを考え、被保険者等の影響を考慮の上で税率設定している旨をしっかりと周知することが非常に大切だと考えます。

長崎課長

本市国保の実質的な保険税率改正は平成20年度以来であり、昨今は物価高や公共料金等の値上げもあります。委員がおっしゃるとおり、今まで以上に丁寧な説明を行う必要があると考えております。具体的には被保険者向けとして毎年6月頃発送の納入通知書に同封する国保だよりにおいて、また、市民の方向けとしては広報とまこまいや市ホームページを通じて丁寧な周知を図ってまいりたいと考えております。

D委員

保険税率の改正理由に関し、給付費の増加に伴う点においてはある程度理解を得られるかと思えます。一方で、令和12年度の保険税率統一化という点においては、その仕組みからしっかりと説明を行わないと市民の方、被保険者の方から理解を得られにくいと思えますのでしっかりとした周知を期待しております。

事前に各市町村のホームページ等も確認していたところ、苦小牧市はわかりやすいレベルであったと感じております。また、道内他市にも特にわかりやすい市町村もあり、例えば統一化の点まで踏み込み、激変緩和の点までわかりやすく周知している市町村もありました。調べて参考にするといいかもかもしれません。

長崎課長

貴重なご意見ありがとうございます。仕組みの点から丁寧でわかりやすい周知を行ってまいりたいと考えております。

渡邊会長

大変貴重なご意見ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問などございませんか。

E委員

保険税率統一化の点もあるため、皆様おっしゃる通り、より丁寧な説明が求められると思います。ちなみに改正案がいくつか提示されていますが、事務局ではどの案を採用したいと考えていますか。

長崎課長

市としては、基金残高や被保険者への最大限の配慮を講じた9ページ改正案⑤で委員の皆様へご審議をお諮りしたいと考えております。

渡邊会長

そのほか意見などございませんか。

F委員

毎年段階的に少しずつ税額が上がるよりも、一度で税額が上がったほうが気持ち的に楽に感じる方も被保険者の方もいるかもしれませんが、その点はどのように考えますか。

- 野見山部長 保険税率改正案に関しまして、事務局内部で何度も議論し、当初F委員からのご意見のように一度に上げる案も含め、かなり検討いたしました。結果、5つのパターンをお示しさせていただいているところです。
- 市といたしましては昨今の物価高の影響をはじめとした現況を取り巻く被保険者の方々の負担を考えると、激変緩和という点を重視し、徐々に税率を上げていく案が望ましいという判断をさせていただいております。これを踏まえて委員の皆様のご審議をいただきたいと思っております。
- 渡邊会長
野見山部長 個人的に基金残高との兼ね合いの配慮が必要だと考えています。
- 本日皆様へ当市の基金の状況もご理解いただき、さらに令和12年度の保険税率統一化の点も踏まえた上でご審議をいただきたいと思っております。基金は本件のように被保険者の方々の激変緩和という形で活用するのが望ましいと考えており、税率を段階的に上げていくという提案をさせていただいております。
- 渡邊会長 非常にわかりやすい考え方、答弁だと思います。一方で市民感情も踏まえる必要もあります。収納率向上や健康増進事業等も一生懸命行ったうえで、やむを得ず税率改正をするに至ったという過程が重要だと考えます。
- G委員
長崎課長 医療費が上がっていくことへの対策等がありますか。
- 国へさらなる財政支援を求めている状況でございますが、市としてできることは被保険者への健康保持増進を図り、結果として医療費抑制へつなげていくことが市としてできる対策と考えております。
- 渡邊会長
野見山部長 それでは、つづきまして課税限度額の改正について事務局から説明願います。
- 協議事項第1-2号、市長からの諮問事項、苫小牧市税条例の一部改正につきまして、議案書の11ページをお願いいたします。
1. 改正内容でございますが、現在、102万円となっている本市の国民健康保険税の課税限度額を、令和6年度より、国で定める法定限度額と同額の104万円となるよう、後期高齢者支援金分の課税限度額について2万円の引き上げを行うものとなります。
- 以下詳細につきましては課長から説明いたします。
- 長崎課長 協議事項第1-2号、課税限度額改正にかかる経過、改正理由等についてご説明いたします。
2. 国の課税限度額の経過でございますが、国では、被用者保険とのバランスを考慮して、段階的に課税限度額の引き上げを行っており、令和5年度の法定限度額は、104万円となっております。
3. 本市の課税限度額の経過と改正理由ですが、本市ではこれまでも、所得に応じた保険税負担の公平性を確保する観点から、本運営協議会にもお諮りしながら、国に準じて課税限度額を改正してまいりました。
- 令和5年度の本市の限度額は、昨年12月の市議会定例会にて、当時の法定限度額である102万円となるよう条例改正を行ったのですが、国では、その後に先ほど申し上げた104万円への引き上げを行ったため、苫小牧市と国の限度額には2万円の乖離が生じている状況です。
- 課税限度額は、国がサラリーマンなどが加入する社会保険等とのバランスを考慮し、基準額を決定しております。
- 仮に課税限度額を改正せず、増額による影響額分の税収を確保するとしたら、低中間所得者層も含めた広い層のみなさまに負担をしていただかなければなりません。
- 国民健康保険の相互扶助の観点により、国の定めた基準の範囲において所得の高い層のみなさまにご負担をいただき、制度運営を図っていくため改正が必要であると考えております。
4. 令和5年度の道内35市の状況でございますが、法定限度額の104万円と同額となっている市が27市、102万円となっているのが本市を含め8市となっております。
- なお、今後のスケジュールとしましては、先ほどご説明の税率改正案と同様でございます。この課税限度額の引き上げについてもご協議いただきますようお願いいたします。
- 以上、協議事項1-2号の説明とさせていただきます。
- 渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。
(意見・質問なし)
- 渡邊会長 それでは答申に入りたいと思っております。税率改正について、事務局から説明のあった案の内容に改正することに賛同することによってよろしいでしょうか。
(委員の承認)
- 渡邊会長 賛成が総員ですので、説明のあった案の税率が適当であることを答申したいと思っております。
- 税率改正という市民生活の重要政策ということを鑑み、答申に附帯意見を添えたいと思っております。本来であれば、ここで答申書を取りまとめて委員のみなさまにご確認をいただくところがありますが、時間の都合もありますので答申書の作成は会長で取りまとめて、作成した答申書はみなさまに答申前に確認をいただくこととします。
- 答申の流れはこれでよろしいでしょうか。
(委員の承認)
- 渡邊会長 次に課税限度額の改正について賛同することによってよろしいでしょうか。
(委員の承認)

渡邊会長 課税限度額の改正は賛成が総員ですので、事務局の説明どおり後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に改正することが適当であることを答申したいと思います。

渡邊会長 続きまして、協議事項第2号「第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画の策定について」事務局から報告願います。

青木課長補佐 協議事項第2号、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についてご説明いたします、議案書の13ページをご覧ください。この計画策定にあたっては、平成25年「日本再興戦略」において、加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が推進されました。

翌年の平成26年には国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、保険者は健康・医療情報を活用した保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、事業の実施・評価・改善等を行うこととされ、これらを踏まえ、本市では平成27年に第1期計画、平成30年に第2期計画を策定、令和5年度に「第3期計画を策定するもの」でございます。

また、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において保険者のデータヘルス計画標準化等の取組の推進が掲げられことにより、厚生労働省において今年5月にデータヘルス計画策定の手引きが改正されております。これを基に今年7月に北海道から計画に係る基本方針と標準様式が示されており、この標準様式を基に骨子（案）を策定しております。

第1章の基本的事項1では今ご説明したとおり計画策定に至る背景・趣旨を記載しております。

2の計画の位置づけとしましては、上位計画である苫小牧市総合計画や関連する苫小牧市健康増進計画などの整合性を図りながら策定してまいります。

計画期間は令和6年度から令和11年度までの6カ年としております。

14ページをご覧ください。

4実施体制等につきましては、保健事業及び医療費適正化事業の円滑な運営を行うため、庁内関連部署との協議を推進するとともに、苫小牧市国民健康保険運営協議会の皆さまに意見や提言を頂くこととしております。

5標準化の推進でございますが、この計画を北海道レベルで標準化することにより、共通の評価指標による道内市町村の経年的なモニタリングや、地域の健康状況や課題の分析方法、計画策定、評価等の流れが共通化できるものでございます。

次に第2章でございますが、ここでは現計画に係る考察を記載しており、計画の振り返りや評価指標による目標評価と要因の整理、個別事業の評価を行うものでございます。

15～16ページの第3章 苫小牧市の健康・医療情報等の分析に基づく健康課題の抽出につきましては、1～7の項目について北海道及び国保連合会により今後データの提供がされるので、そのデータにより作成してまいります。

また、16ページの8健康課題の整理につきましては1～7の分析結果により課題の抽出を行ってまいります。

第4章 データヘルス計画の目的・目標につきましては、現計画に引き続き「加入者の健康寿命の延伸及び医療費の抑制」を最終目標として、第3章で浮かび上がった健康課題に基づき中長期・短期目標を設定し、その目標達成に向け北海道共通の評価指標に沿う評価指標を設定してまいります。

第5章 健康課題を解決するための保健事業につきましては、第4章の目標を達成するための保健事業とその評価指標を整理してまいります。

第6章 計画の評価・見直しでございますが、評価時期については令和8年度に中間評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施し、評価方法・体制については、こちらの国民健康保険運営協議会に報告し意見、提言を求めてまいりたいと考えております。

17ページの第7章、第8章につきましては記載してありますとおりとし、第9章 第4期特定健康診査等実施計画につきましては、現3期計画を踏襲し策定していく考えでおります。

以上、簡単ではございますが、第2号の説明を終わらせていただきます。

なお、計画策定に向けた今後のスケジュールでございますが、今年の11月頃に委員の皆さまへ計画の素案を提示させていただき予定とし、その後12月の市議会定例会の所管委員会へ提出、1月にパブリックコメントを実施し、令和6年2月ごろに完成版を再度運営協議会にご提示させていただき予定と考えております。

渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

長崎課長 私から、1点。11月頃に素案が示されるということですが、このスケジュールで行くとして運営協議会の日程を確認をしたいと思っております。

渡邊会長 素案につきましては、12月定例会前に運営協議会委員の皆様へご審議をいただいた後に、議会へ提出させていただきたいと考えております。素案の提示時期や方法等に関しましては、委員の皆様へ時期が近くなりましたら再度提示させていただきたいと考えております。

渡邊会長 ただいまのデータヘルス計画の素案について賛同することによってよろしいでしょうか。（委員の承認）

渡邊会長 全体を振り返ってみて、他に何かご意見等がありますか。

皆様のご意見等はないようですので、最後になります。今回から新しく委員となった阿萬野委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

阿萬野委員

新谷委員の退任に伴い、新たに委員に着任いたしました苦小牧管工事業協同組合の阿萬野と申します。渡邊会長をはじめ、委員の皆様へ色々ご指導をいただきながら一生懸命努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

渡邊会長
長崎課長

その他、事務局から何かございますか。

次回の運営協議会の日程等については、先ほどの協議事項2号にありましており11月頃を予定しておりますが、開催方法等につきましてはあらためてご連絡いたします。

渡邊会長

これもちまして、令和5年第4回運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。